

(この条例の施行に関し必要な事項)

第 41 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、第 5 条の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病を除く。)に係る療養のため、当該療養のための傷病休暇の開始の日から起算して 90 日(規則で定める場合にあっては、1 年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該傷病休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、規則で定める手当の算定については、当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 4 職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成 21 年 1 月 1 日において大月都留広域事務組合職員給与条例第 9 条第 5 項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

(平成 27 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 5 職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成 19 年 1 月 1 日において大月都留広域事務組合職員給与条例第 9 条第 5 項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 27 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 2 号給上位の号給とする。ただし、同日において、その職務の級において、その職務の級における最高の号給の 1 号給下位の号給を受ける職員にあっては、1 号給上位の号給とする。
- 6 前項の場合において、職員に適用する給料表については、大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 26 年大月都留広域事務組合条例第 2 号)別表第 1 及び別表第 2 の規定を適用するものとする。
- 7 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(附則第 9 項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 9 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。)とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年大月都留広域事務組合条例第 2 号)による改正前の大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 59 年大月都留広域事務組合条例第 16 号)第 3 条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (3) 大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間(同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員
 - (4) 大月都留広域事務組合職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員(同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を

除く。)

- 9 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 11 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 9 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 9 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 7 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 9 項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第 9 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 7 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第 7 項から前項までに定めるもののほか、附則第 7 項の規定による給料月額、附則第 9 項の規定による給料その他附則第 7 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 14 育児短時間勤務職員等に対する附則第 7 項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、職員勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則(昭和 43 年 1 月 20 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留衛生組合職員給与条例の規定は、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。
(最高号給等の切替等)
- 2 昭和 42 年 8 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高号給又は最高号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例の施行日の前日までの間において、改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による(当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長が定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日

における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払い)

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

(規則への委任)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は組合長が定める。

附 則(昭和 44 年 1 月 25 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中大月都留衛生組合職員給与条例第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条第 6 項の改正規定は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)第 18 条及び第 19 条の規定は、昭和 43 年 5 月 1 日から、改正後の条例別表第 1 の規定並びに第 2 条に規定する条例のこれらの規定による改正後の規定は、同年 7 月 1 日から、改正後の条例第 21 条及び別表第 2 の規定は、同年 8 月 31 日から適用する。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、任命権者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についてはその者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 附則第 3 項及び前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規定に従って定められたものでなければならない。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 6 改正後の条例第 20 条の規定の適用を受ける職員で、条例第 21 条の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額が、条例第 20 条の規定による基準日(以下「基準日」という。)において当該職員の受ける職務の等級の号給の昭和 43 年 8 月 31 日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける場合その他組合長が定める場合にあっては、その定める額)に 1,100 円を加算した額に改正前の条例第 21 条に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の条例第 21 条の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもって当該職員に係る同条例同条の寒冷

地手当の額とする。

- 7 昭和 43 年 8 月 31 日から組合長が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第 21 条の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の条例第 21 条の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の条例第 21 条の規定にかかわらず、当該定率額をもって同条例同条の寒冷地手当の額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、同条例同条の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額をこえ、かつ、改正前の条例第 21 条の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の条例第 21 条及び前項の規定にかかわらず、当該定率額をもって同条例同条の寒冷地手当の額とする。

(給与の内払)

- 8 改正前の条例の規定に基づいて切替日(通勤手当にあっては、昭和 43 年 5 月 1 日、寒冷地手当にあっては昭和 43 年 8 月 31 日)からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなしその差額については、昭和 44 年 1 月 25 日に支給する。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち期末手当、勤勉手当、通勤手当及び寒冷地手当を除く手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

(規則への委任)

- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

(規則への委任)

- 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(同条例第 17 条の規定を除く。)及び第 2 条の規定による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和 44 年 6 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち期末手当、勤勉手当(前項に規定する期末手当及び勤勉手当を除く。)、管理職手当及び寒冷地手当を除く手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

(規則への委任)

- 4 この規則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則(昭和 46 年 3 月 5 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中大月都留衛生組合職員給与条例第 34 条の改正規定は、昭和 46 年 1 月 1 日から、第 1 条中同条例第 11 条第 1 項及び第 3 項の改正規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 1 条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 45 年 5 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち期末手当、勤勉手当、管理職手当、及び寒冷地手当を除く手当については改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

(規則への委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 46 年 12 月 28 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち期末手当、勤勉手当、管理職手当、及び寒冷地手当を除く手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 48 年 2 月 3 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は、支給しない。

(規則への委任)

- 3 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 48 年 12 月 20 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 34 条の規定は同年 9 月 1 日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 切替期間において、改正前の条例第 13 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 13 条の 3 の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の

規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 49 年 3 月 31 日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 又は前項)の規定による給与の内払とみなす。ただし、給料月額を基礎として算出する手当のうち、期末手当、勤勉手当、管理職手当、寒冷地手当、特殊勤務手当及び時間外勤務手当を除く手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

(規則への委任)

- 5 附則第 3 項及び前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 49 年 6 月 22 日条例第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 49 年 1 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 切替期間において教育職給料表の適用を受ける職員が、改正前の条例の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 49 年 12 月 24 日条例第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 20 条及び第 20 条の規定は、同年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 12 月 23 日条例第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 切替期間において、改正前の条例第 13 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 13 条の 3 の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 51 年 3 月 31 日(同日前に組合長が定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 3 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 又は前項)の規定による給与の内払とみ

なす。ただし、教育職員を除く他の職員については給料月額を基礎として算出する手当については、改正後の条例の規定による当該手当との差額は支給しない。

附 則(昭和 52 年 1 月 10 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 2 昭和 51 年 6 月に改正前の条例第 39 条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が改正後の条例第 39 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第 1 項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 3 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(勤勉手当については、改正後の条例第 39 条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則第 3 項及び前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 53 年 1 月 10 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 切替日において、改正前の条例第 13 条の 3 の規定により、住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 13 条の 3 の規定により、この条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が、改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の、この条例の施行の日から昭和 53 年 3 月 31 日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 3 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則第 2 項及び前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 54 年 1 月 10 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後

の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 55 年 1 月 10 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定及び附則第 7 項の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(第 9 条の改正規定を除く。)による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

(昇給に関する経過措置)

- 3 昭和 55 年 4 月 1 日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の条例第 9 条第 9 項の規則で定める年齢を超えている職員(同日においてその者の受ける号給又は給料月額が改正前の条例第 9 条第 6 項の規則で定める年齢に達した日に受けていた給料の 2 号給上位の号給又はこれに準ずるものとして規則で定める号給若しくは給料月額(以下この項において「2 号給上位号給等」という。))である職員及び 2 号給上位号給等を超えている職員を除く。)については、改正後の条例第 9 条第 9 項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第 9 条第 6 項の規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第 8 項ただし書の規定による 2 号給上位号給等までの昇給の例に準じて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年 4 月 1 日後に改正後の条例第 9 条第 9 項の規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替期間において、改正前の条例第 9 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 13 条の 3 の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 55 年 3 月 31 日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 5 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 56 年 1 月 10 日条例第 1 号)

改正 昭和 60 年 12 月 24 日条例第 2 号、平成 8 年 12 月 26 日条例第 1 号

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 20 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、第 20 条の 2、第 20 条の 3、別表 3 の規定は、同年 8 月 30 日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 3 改正後の条例第 20 条の規定の適用を受ける職員で、同条第 2 項の規定により算出した場合における寒冷地手当の額が、基準日において当該職員の受ける職務の級の号給に相当するものとして、組合長が指定する大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 60 年条例第 2 号)による改正前の大月都留衛生組合職員給与条例別表第 1 から別表第 3 までに定める職務の等級の号給の昭和 55 年 8 月 30 日において適用される額(基準日において当該職員が職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合その他組合長が定める場合にあっては、その定める額)に 7,800 円を加算した額を改正前の条例第 20 条第 2 項に規定する支給割合を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するものとした場合に得られる額(以下「暫定基準額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の条例第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日までの間、暫定基準額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。
- 4 昭和 55 年 8 月 30 日から規則で定める日までの間(前項の規定の適用のある期間に限る。)の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第 20 条第 2 項の規定により算出した場合における基準額(前項の規定の適用を受ける職員に係るものにあつては、暫定基準額)が、改正前の条例第 20 条第 2 項の規定により算出するものとした場合における基準額(以下「旧基準額」という。)に達しないこととなるときは、改正後の条例第 20 条第 2 項及び前項の規定にかかわらず、当該旧基準額をもって当該職員に係る同条第 2 項の基準額とする。
- 5 改正後の条例第 20 条の 3 の規定は、同条の規定により返納させるべき事由で昭和 55 年 8 月 30 日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

(給与の内払)

- 6 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日(寒冷地手当については昭和 55 年 8 月 30 日)以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(寒冷地手当については、改正後の条例第 20 条又は附則第 3 項及び第 4 項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 57 年 1 月 20 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 切替期間において、改正前の条例第 13 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 13 条の 3 の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和 57 年 3 月 31 日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 3 昭和 56 年 6 月又は 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第 38 条第 1 項及び第 39 条第 2 項の規定の適用については、改正後の条例第 38 条第 1 項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 57 年条例第 1 号)の規定による改正前

の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)別表第 1 から別表第 2 までの給料表において定められた額その他これに準ずるものとして組合長が定める額(以下「旧給料月額」という。)による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるところの場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と、第 39 条第 2 項中「において受けるべき給料の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額」と、「において受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の条例の規定が適用されるところの場合に受けるべきであった扶養手当の月額」とする。

- 4 昭和 57 年 3 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 38 条第 1 項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 57 年大月都留衛生組合条例第 1 号)の規定による改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)別表第 1 から別表第 2 までの給料表において定められた額その他これに準ずるものとして組合長が定める額による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるところの場合に受けることとなる扶養手当の月額」とする。

(給与の内払)

- 5 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 又は第 6 項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 58 年 12 月 19 日条例第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 37 条及び第 39 条第 1 項の改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 58 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受取る期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受取ることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 55 年条例第 1 号。以下「昭和 55 年改正条例」という。)附則第 3 項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれらに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受取ることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例又は昭和 55 年改正条例附則第 3 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 59 年 12 月 22 日条例第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 昭和 59 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 55 年大都衛条例第 1 号。以下「昭和 55 年改正条例」という。)附則第 3 項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日における職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 55 年改正条例附則第 3 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則の委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和 60 年 12 月 24 日条例第 2 号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項の改正規定及び附則第 3 項の改正

規定は昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下附則第 12 項までにおいて「改正後の条例」という。)及び大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 56 年大都衛条例第 1 号)の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和 60 年 7 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第 1 に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、組合長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第 6 項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第 2 の新号給欄に定める号給とする。
- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第 9 条第 6 項又は第 8 項ただし書の規定の適用については旧号給を受けていた期間(組合長の定める職員にあつては、組合長の定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において 56 歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、その者の旧号給を受けていた期間のうち 12 月を超える期間は、この限りでない。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。(切替期間における異動者の職務の級及び号給等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、大月都留衛生組合職員給与条例(昭和 55 年大都衛条例第 1 号。以下「昭和 55 年改正条例」という。)附則第 3 項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 9 附則第 3 項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 55 年改正条例附則第 3 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

11 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 56 年大都衛条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

13 大月都留衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和 42 年大都衛条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表第 1 (附則第 3 項関係)

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の級への切替表

給 料 表	旧 等 級	職 務 の 級
行 政 職 給 料 表 (1)	6 等 級	1 級
	5 等 級	2 級
	4 等 級	3 級
	3 等 級	4 級
		5 級
	2 等 級	6 級
		7 級
	1 等 級	8 級

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の級への切替表

給 料 表	旧 等 級	職 務 の 級
行 政 職 給 料 表 (2)	4 等 級	1 級
	3 等 級	
	2 等 級	2 級
	1 等 級	3 級
		4 級

附則別表第 2 (附則第 4 項関係)

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1		1	1					
2	1	2	2	1	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1	2
4	3	4	4	3	1	3	1	3
5	4	5	5	4	2	4	2	4
6	5	6	6	5	3	5	3	5
7	6	7	7	6	4	6	4	6
8	7	8	8	7	5	7	5	7
9	8	9	9	8	6	8	6	8
10	9	10	10	9	7	9	7	9
11	10	11	11	10	8	10	8	10
12	11	12	12	11	9	11	9	11
13	12	13	13	12	10	12	10	12
14	13	14	14	13	11	13	11	13
15	14	15	15	14	12	14	12	14
16	15	16	16	15	13	15	13	15
17	16	17	17	16	14	16	14	16
18		18	18	17	15	17	15	17
19		19	19	18	16	18	16	18
20			20	19	16	19	17	19
21			21	20	17	20	18	
22			22	21	17	21	18	
23			23	22	18	22	19	
24			24	23	19			
25				24	19			
26				25	20			

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の号給の切替表

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	2	2	1
3	3	3	1
4	4	4	1
5	5	5	2
6	6	6	3
7	7	7	4
8	8	8	5
9	9	9	6
10	10	10	7
11	11	11	8
12	12	12	9
13	13	13	10
14	14	14	11
15	15	15	12
16	16	16	13
17	17	17	14
18	18	18	15
19	19	19	16
20	20	20	17
21	21	21	18
22	22	22	19
23	23	23	20
24	24	24	20
25	25	25	21
26		26	22
27		27	22
28		28	23

行政職給料表の 1 級となる職員

旧 号 給		新 号 給
4 等 級	3 等 級	
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

備考 この表の旧号給中欄「4 等級」等とあるのは切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附 則(昭和 61 年 8 月 12 日条例第 1 号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年 12 月 22 日条例第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日

から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和 61 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の大月都留衛生組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、大月都留衛生組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 55 年条例第 1 号。以下「昭和 55 年改正条例」という。)附則第 3 項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の旧及びその者が受けていた号給又は、給料月額は、改正前の条例又は昭和 55 年改正条例附則第 3 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則(昭和 62 年 12 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第 1 号)の施行の日から適用する。

附 則(昭和 63 年 12 月 21 日条例第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の改正規定は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 号において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和 63 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。))において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。))の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(昭和 55 年条例第 1 号。以下「昭和 55 年改正条例」という。))附則第 3 項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 55 年改正条例附則第 3 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成元年 12 月 22 日条例第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。))の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成元年 4 月 1 日(以下「切替日」という。))の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。))の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は

給料月額、改正前の条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 2 年 7 月 31 日条例第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 12 月 20 日条例第 6 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 40 条第 1 項及び附則第 4 項の改正規定並びに附則第 5 項の規定は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

(平成 2 年規則第 6 号で平成 2 年 12 月 26 日から施行)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

(特定の号給の切り替え等)

- 3 平成 2 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。
 - 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、平成 2 年 7 月 1 日、同年 10 月 1 日又は平成 3 年 1 月 1 日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給の 1 号下位の号給とする。
 - 5 附則第 3 項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)第 9 条第 6 項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(旧号給が附則別表の期間欄の定めのある号給である職員にあっては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。
- (最高号給等の切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
- (切替期間における異動者の号給等)
- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動

のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(旧号給等の基礎)

- 8 附則第 3 項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(初任給の経過的特例)

- 9 平成 2 年 4 月 1 日から組合長が定める日までの間に新たに職員となった者のうち、第 9 条第 3 項の規定を適用した場合に得られる号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある同表の新号給欄の号給又はこれらの号給を超える号給となる職員で組合長の定めるものの給料月額は、これらの規定による号給の 1 号給下位の号給とし、これらの者については、職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を組合長の定める期間短縮することができる。

(給与の内払)

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 11 改正後の条例第 40 条第 1 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の際、通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(規則への委任)

- 12 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

給料表	職務の級	旧号給	新号給	期間
行政職給料表(1)	1 級	1	2	月 3 6 9
		2	3	
		3	4	
		4	5	
		5	6	
		6	7	
		7	8	
		8	9	
		9	10	
	2 級	1	2	3
		2	3	6
		3	4	9
行政職給料表(2)	1 級	1	2	3
		2	3	3
		3	4	3
		4	5	3
		5	6	3
		6	7	3
		7	8	3
		8	9	3
		9	10	6
		10	11	9

附 則(平成 3 年 12 月 19 日条例第 2 号)

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定、第 16 条第 2 項を削る改正規定、第 20 条第 2 項の改正規定、第 31 条第 3 項並びに第 34 条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定及び第 35 条の改正規定並びに附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 3 項とし、附則第 5 項を附則第 4 項とする改正規定は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 3 年規則第 5 号で平成 3 年 12 月 27 日から施行)

(最高号給等の切替え等)

- 平成 3 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の

号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員のこの条例による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 4 年 12 月 24 日条例第 3 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は平成 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 項及び第 10 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 4 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、

組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかにその旨(第 1 号に該当するにあつてはその者が職員となった日において、第 2 号に該当するにあつては切替日において、第 3 号に該当するにあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がなく、かつ、改正前の条例第 15 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和 49 年 4 月 1 日以前に生まれた者で改正後の条例第 15 条第 2 号又は第 4 号の扶養親族たる要件を具備する者(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していた者
- (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至った者がある職員であつた者
- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第 17 条第 1 項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。))があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第 15 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第 15 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がなかったもの

- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 4 年条例第 3 号。以下「改正条例」という。)附則第 7 項の規定による届出に」と、「同項第 2 号」とあるのは「前項第 2 号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第 7 項の規定による届出が改正条例の施行の日から 30 日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第 3 項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第 7 項」と、「同項第 2 号」とあるのは「第 1 項第 2 号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第 7 項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第 1 項又は改正条例附則第 7 項」とする。

- 9 職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第 17 条第 2 項ただし書(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第 2 項ただし書中「これに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは「大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 4 年条例第 3 号)の施行の日から 30 日」とする。

- (1) 施行日から 15 日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から 15 日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から 15 日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第 15 条第 2 項第 2 号から第 5 号までの扶養親族がない場合

(住居手当に関する経過措置)

- 10 切替期間において、改正前の条例第 13 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 13 条の 3 の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 13 条の 3 の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成 5 年 3 月 31 日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 12 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

附 則(平成 5 年 12 月 22 日条例第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 30 条及び第 31 条の改正規定は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 5 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成6年4月1日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成6年12月22日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月22日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の3の改正規定及び第34条の改定規定

は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改定規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切り替え等)

- 3 平成 7 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成 8 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成 8 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該運用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該運用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 8 年 12 月 26 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中大月都留広域事務組合職員給与条例第 34 条第 1 項の改正規定 平成 9 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中大月都留広域事務組合職員給与条例第 20 条の改正規定及び附則第 9 項の規定 平成 9 年 4 月 1 日

- 2 第 1 条の規定(前項各号に規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 8 年 4 月

1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 8 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第 7 項において「施行日」という。)の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成 9 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成 9 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(寒冷地手当の基準額に関する経過措置)

- 9 平成 8 年度の大月都留広域事務組合職員給与条例第 20 条第 1 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に対応する同項後段の規則で定める日(以下「指定日」という。)以前から引き続き別表第 3 に規定する寒冷地手当の支給地域に在勤する職員の寒冷地手当(その支給すべき事由の生じた日が平成 12 年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。)について、改正後の条例第 20 条第 2 項の規定によるものとした場合の基準額(以下「改正後の基準額」という。)が、みなし基準額(改正後の条例の規定による平成 8 年度の基準日(当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「平成 8 年度基準日」という。)における当該職員の給料の月額と平成 8 年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正後の条例第 16 条の規定の例により算出した額との合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、改正後の条例の規定による平成 8 年度基準日における給料の月額)又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)の規定による平成 8 年度基準日における指定職俸給表 1 号俸の俸給月額のいずれか低い額に平成 8 年度の基準日に対応する指定日において当該職員の在勤していた地域に応じて第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例第 20 条第 2 項に規定する支給割合を乗じて得た額と当該指定日におい

て当該職員の在勤していた地域及び当該指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同条同項に規定する額を合算した額(当該指定日の翌日から平成 12 年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員が改正後の基準額の異なる地域に異動した場合その他組合長が定める場合にあっては、その定める額)をいう。以下同じ。)に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる寒冷地手当を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えるときは、改正後の条例第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成 9 年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	30,000 円
平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	50,000 円
平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	70,000 円
平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	90,000 円

(規則への委任)

- 10 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、第 1 条の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 9 年 11 月 26 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 26 日条例第 8 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定、第 38 条第 1 項の改正規定(「100 分の 50」を「100 分の 55」に改める部分を除く。)並びに第 39 条第 2 項の改正規定は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 9 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第 7 項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成 10 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成 10 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 10 年 12 月 25 日条例第 4 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成 10 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第 7 項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成 11 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成 11 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により新たに給料表の

適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 24 日条例第 5 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 13 条の 3 第 2 項第 2 号の改正規定 平成 12 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の改正規定 平成 12 年 1 月 1 日

- 2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。)による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成 11 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日におけるは給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第 7 項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成 12 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成 12 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上

必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成12年12月22日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 2 平成12年12月にこの条例の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(次項において「改正前の条例」という。)第39条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第39条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成13年3月9日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置)

- 2 旧法再任用職員に対する第3条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第5条の2、第7条の2、第38条第2項、第39条第2項、別表第1から別表第2までの規定の適用については、旧法再任用職員は、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附 則(平成14年2月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年12月26日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項、第8項及び第9項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成 15 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成 15 年 3 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第 38 条第 1 項(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 5 項まで若しくは第 40 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第 1 号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 15 年 3 月 1 日(期末手当について改正後の給与条例第 37 条又は第 40 条の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成 14 年 4 月 1 日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月 1 日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、扶養手当及び初任給調整手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額
- (2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額)、扶養手当及び初任給調整手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

- 5 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項各号に掲げる額は、同項各号の規定にかかわらず、規則で定める額とする。

(平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成 15 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 1 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは「3 箇月以内」と、同項第 1 号中「6 箇月」とあるのは「3 箇月」と、同項第 2 号中「5 箇月以上 6 箇月未満」とあるのは「2 箇月 15 日以上 3 箇月未満」と、同項第 3 号中「3 箇月以上 5 箇月未満」とあるのは「1 箇月 15 日以上 2 箇月 15 日未満」と、同項第 4 号中「3 箇月未満」とあるのは「1 箇月 15 日未満」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 8 大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 9 平成 15 年 6 月 1 日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「6 箇月以内」とあるのは、「3 箇月以内」とする。

附 則(平成 15 年 11 月 28 日条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給

料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることになる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例又は大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 10 年条例第 4 号)附則第 8 項から第 9 項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 1 項(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 3 項から第 5 項まで、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者(同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当(大月都留広域事務組合職員給与条例第 10 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 155 を乗じて得た額

- 6 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び規則で定める額」と、「第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 1 号に掲げる額及び当該規則で定める額の合計額」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 17 年 12 月 1 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることになる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において

職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 1 項(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 3 項から第 5 項まで若しくは第 40 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者(同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、初任給調整手当及び住居手当の月額の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

- 6 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び規則で定める額」と、「第 1 号に掲げる額」とあるのは「第 1 号に掲げる額及び当該規則で定める額の合計額」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 6 日条例第 1 号、平成 21 年 11 月 27 日条例第 1 号、平成 22 年 11 月 29 日条例第 5 号、
平成 24 年 2 月 24 日条例第 1 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)

- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(大月都留広域事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 21 年大月都留広域事務組合条例第 1 号。第 1 号において「平成 21 年度改正給与条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成 21 年度改正給与条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額対象職員 100 分の 99.28

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.43

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 4 項(同条例第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条例第 38 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 1 号)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における大月都留広域事務組合職員給与条例の適用に関する特例)

- 11 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる大月都留広域事務組合職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第6項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第9条第7項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

(規則への委任)

- 12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 13 大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例(昭和 42 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 14 大月都留広域事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表第1 (附則第2項関係)

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料(1)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
行政職給料(2)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級

附則別表第 2 （附則第 3 項関係）

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	経過期間									
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37

15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	
22	3月未滿			85	65	89	77	73		
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74		
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75		
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76		
	12月以上			89	67	93	81	77		
23	3月未滿			89	67	93	81			
	3月以上6月未滿			90	67	94	82			
	6月以上9月未滿			91	68	95	83			
	9月以上12月未滿			92	68	96	84			
	12月以上			93	69	97	85			
24	3月未滿			93	69	97	85			
	3月以上6月未滿			94	70	98	86			
	6月以上9月未滿			95	71	99	87			
	9月以上12月未滿			96	72	100	88			
	12月以上			97	73	101	89			
25	3月未滿			97	73	101				
	3月以上6月未滿			98	73	102				
	6月以上9月未滿			99	74	103				
	9月以上12月未滿			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3月未滿			101	75	105				
	3月以上6月未滿			102	75	106				
	6月以上9月未滿			103	76	107				
	9月以上12月未滿			104	76	108				
	12月以上			105	77	109				
27	3月未滿			105	77					
	3月以上6月未滿			106	78					
	6月以上9月未滿			107	79					
	9月以上12月未滿			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3月未滿			109	81					
	3月以上6月未滿			110	82					
	6月以上9月未滿			111	83					
	9月以上12月未滿			112	84					
	12月以上			113	85					

29	3月未滿			113						
	3月以上6月未滿			114						
	6月以上9月未滿			115						
	9月以上12月未滿			116						
	12月以上			117						
30	3月未滿			117						
	3月以上6月未滿			118						
	6月以上9月未滿			119						
	9月以上12月未滿			120						
	12月以上			121						
31	3月未滿			121						
	3月以上6月未滿			122						
	6月以上9月未滿			123						
	9月以上12月未滿			124						
	12月以上			125						
32	3月未滿			125						
	3月以上6月未滿			125						
	6月以上9月未滿			125						
	9月以上12月未滿			125						
	12月以上			125						

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
1	3月未満		1	1	5	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1
	12月以上		1	1	9	1
2	3月未満	1	1	1	9	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1
	12月以上	5	5	1	13	1
3	3月未満	5	5	1	13	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1
	12月以上	9	9	5	17	1
4	3月未満	9	9	5	17	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1
	12月以上	13	13	9	21	1
5	3月未満	13	13	9	21	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4
	12月以上	17	17	13	25	5
6	3月未満	17	17	13	25	5
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8
	12月以上	21	21	17	29	9
7	3月未満	21	21	17	29	9
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12
	12月以上	25	25	21	33	13
8	3月未満	25	25	21	33	13
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16
	12月以上	29	29	25	37	17
9	3月未満	29	29	25	37	17
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20
	12月以上	33	33	29	41	21
10	3月未満	33	33	29	41	21
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24
	12月以上	37	37	33	45	25
11	3月未満	37	37	33	45	25
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28
	12月以上	41	41	37	49	29
12	3月未満	41	41	37	49	29
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32
	12月以上	45	45	41	53	33
13	3月未満	45	45	41	53	33
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36
	12月以上	49	49	45	57	37
14	3月未満	49	49	45	57	37
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40
	12月以上	53	53	49	61	41

15	3月未滿	53	53	49	61	41
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44
	12月以上	57	57	53	65	45
16	3月未滿	57	57	53	65	45
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48
	12月以上	61	61	57	69	49
17	3月未滿	61	61	57	69	49
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52
	12月以上	65	65	61	73	53
18	3月未滿	65	65	61	73	53
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56
	12月以上	69	69	65	77	57
19	3月未滿	69	69	65	77	57
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60
	12月以上	73	73	67	81	61
20	3月未滿	73	73	67	81	61
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64
	12月以上	77	77	69	85	65
21	3月未滿	77	77	69	85	65
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68
	12月以上	81	81	73	89	69
22	3月未滿	81	81	73	89	69
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72
	12月以上	85	85	75	93	73
23	3月未滿	85	85	75	93	73
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76
	12月以上	89	89	77	97	77
24	3月未滿	89	89	77	97	77
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80
	12月以上	93	93	79	101	81
25	3月未滿	93	93	79	101	81
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84
	12月以上	97	97	81	105	85
26	3月未滿	97	97	81	105	85
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88
	12月以上	101	101	85	109	89
27	3月未滿	101	101	85	109	89
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92
	12月以上	105	105	87	113	93
28	3月未滿	105	105	87	113	
	3月以上6月未滿	106	106	87	114	
	6月以上9月未滿	107	107	88	115	
	9月以上12月未滿	108	108	88	116	
	12月以上	109	109	89	117	

29	3月未満	109	109	89	117	
	3月以上6月未満	110	110	90	118	
	6月以上9月未満	111	111	91	119	
	9月以上12月未満	112	112	92	120	
	12月以上	113	113	93	121	
30	3月未満	113	113	93	121	
	3月以上6月未満	114	114	93	122	
	6月以上9月未満	115	115	94	123	
	9月以上12月未満	116	116	94	124	
	12月以上	117	117	95	125	
31	3月未満	117	117	95	125	
	3月以上6月未満	118	118	95	126	
	6月以上9月未満	119	119	96	127	
	9月以上12月未満	120	120	96	128	
	12月以上	121	121	97	129	
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	121	122			
	6月以上9月未満	121	123			
	9月以上12月未満	121	124			
	12月以上	121	125			
33	3月未満		125			
	3月以上6月未満		126			
	6月以上9月未満		127			
	9月以上12月未満		128			
	12月以上		129			

附 則(平成 19 年 3 月 6 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 2 大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 1 号)附則第 7 項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 13 条の 2 第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日まで間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 1 号)附則第 7 項の規定による給料の額との合計額」とする。
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 20 年 4 月 1 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 39 条第 2 項第 1 号の規定は、同年 12 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成 19 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務

の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 27 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 1 項(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 3 項から第 5 項まで若しくは第 40 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.15 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(1)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
行政職給料表(2)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。))に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.15 を乗じて得た額

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 22 年 7 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 29 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 29 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 1 項(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第 3 項から第 5 項まで若しくは第 40 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。))から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。))に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 18 年大月都留広域事務組合条例第 1 号)附則第 7 項の適用を受けない職員に限る。))の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.48 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表(1)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
行政職給料表(2)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

(2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.48 を乗じて得た額

3 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び規則で定める額」とする。
(平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整)

4 平成 22 年 1 月 1 日において大月都留広域事務組合職員給与条例第 9 条第 5 項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

(規則への委任)

5 附則第 2 項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 24 年 2 月 24 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、大月都留広域事務組合職員給与条例第 38 条第 1 項(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 3 項から第 5 項まで若しくは第 40 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 23 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(大月都留広域事務組合条例の一部を改正する条例(平成 18 年大

月都留広域事務組合条例第 1 号)附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成 23 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.27 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(平成 23 年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表(1)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から17号給まで
行政職給料表(2)	1級	1号給から121号給まで
	2級	1号給から86号給まで
	3級	1号給から78号給まで
	4級	1号給から50号給まで
	5級	1号給から33号給まで

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.27 を乗じて得た額
- 3 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び規則で定める額」とする。
(規則への委任)
- 4 付則第 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 26 年 2 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 26 日条例第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の大月都留広域事務組合給与条例(以下「給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日に職務の級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前 3 項の規定により給料を支給される職員に関する大月都留広域事務組合職員給与条例第 4 項(同条例第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条例第 38 条第 4 項中「給料の月額」とあるのは、「大月都留広域事務組合職員給与条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 1 号)附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- (規則への委任)
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 2 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項及び附則第 4 項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の給与条例第 39 条第 2 項の規定は、同年 12 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 4 月 1 日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成 27 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 28 年 12 月 16 日条例第 5 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 39 条第 2 項の規定は、同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 29 年 12 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中大月都留広域事務組合職員給与条例第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 3 項の改正規定並びに第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 39 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 26 日条例第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条(大月都留広域事務組合職員給与条例第 34 条の第 2 の改定規定を除く。)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)第 34 条及び別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 39 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年 11 月 29 日条例第 6 号)

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項及び次項において「改正後の条例」という。)別表第 1 から別表第 2 までの規定は平成 31 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 39 条第 2 項の規定は令和元年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第 2 条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の大月都留広域事務組合職員給与条例第 13 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 13 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 第 2 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 13 条の 3 第 1 項に該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第 2 条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例第 13 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

- 6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和 3 年 11 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定(大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項から第 4 項までにおいて「給与条例」という。)第 39 条第 2 項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条に規定(大月都留広域事務組合職員給与条例第 39 条第 2 項に改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(大月都留広域事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)

の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大月都留広域事務組合職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大月都留広域事務組合職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「新給与条例」という。)第19条第1項並びに第30条第3項及び第4項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第38条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第39条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同条第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5

条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 大月都留広域事務組合職員給与条例第9条第3項から第10項まで、第13条の3から第17条まで及び第20条から第20条の3までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第10項から第17項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

附 則(令和5年12月22日条例第7号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(大月都留広域事務組合職員給与条例(以下「給与条例」という。)第38条第1項及び第2項並びに第39条第2項の改正規定を除く。))による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(大月都留広域事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第9条第2項の改正規定を除く。))による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定(給与条例第38条第1項及び第2項並びに第39条第2項の改正規定に限る。))による改正後の給与条例及び第3条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。))による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第7条関係)
行政職給料表(1)

職員の区分	職 務 の 級 ／ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500

	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900

	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		

	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間 勤務職員		基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 (第 7 条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の 級 ／ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500

	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	

	71	221,400	255,500	285,100	312,800
	72	221,700	255,800	285,800	313,300
	73	221,900	256,000	286,500	313,600
	74	222,300	256,300	287,200	314,100
	75	222,600	256,700	287,900	314,600
	76	223,000	257,100	288,700	315,000
	77	223,200	257,400	289,200	315,200
	78	223,700	257,800	289,700	315,500
	79	224,000	258,200	290,100	315,800
	80	224,300	258,600	290,500	316,100
	81	224,600	258,900	290,900	316,400
	82	224,900	259,200	291,300	316,700
	83	225,200	259,500	291,800	317,000
	84	225,500	259,700	292,300	317,300
	85	225,800	259,900	292,600	317,500
	86	226,100	260,100	293,100	317,900
	87	226,400	260,400	293,700	318,200
	88	226,700	260,700	294,200	318,400
	89	227,000	260,900	294,500	318,600
	90	227,400	261,100	295,000	318,900
	91	227,700	261,400	295,500	319,200
	92	228,000	261,600	295,800	319,500
	93	228,200	261,900	296,200	319,700
	94	228,500	262,200	296,700	320,000
	95	228,800	262,500	297,200	320,300
	96	229,100	262,700	297,700	320,500
	97	229,300	262,900	298,000	320,700
	98	229,600	263,200	298,400	321,000
	99	229,800	263,400	298,900	321,300
	100	230,100	263,700	299,400	321,500
	101	230,400	264,000	299,800	321,700
	102	230,600	264,200	300,200	
	103	230,900	264,500	300,500	
	104	231,200	264,800	300,800	
	105	231,500	265,000	301,100	
	106	232,000	265,200	301,500	
	107	232,300	265,500	301,900	
	108	232,600	265,700	302,300	
	109	232,800	266,000	302,600	
	110	233,200	266,300	303,000	

	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前再任用短時間 勤務職員		基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、技能員及び業務員に適用する。

別表第 1(第 3 条関係)
行政職給料表(1)

職務の級 ／ 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300

3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400
10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500
20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200
23	177,000	232,800
24	179,600	234,400
25	182,200	235,400
26	183,900	236,900
27	185,500	238,300
28	187,200	239,500
29	188,700	240,700
30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400
35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400

43	208,900	257,600
44	210,200	258,800
45	211,300	260,000
46	212,600	261,200
47	213,900	262,500
48	215,200	263,600
49	216,300	264,700
50	217,400	265,800
51	218,400	267,100
52	219,500	268,400
53	220,600	269,400
54	221,600	270,500
55	222,500	271,800
56	223,500	273,100
57	223,800	274,000
58	224,600	275,000
59	225,400	275,900
60	226,100	277,000

別表第 2(第 3 条関係)
行政職給料表(2)

職 務 の 級 ／ 号 給	1 級
	給料月 額
	円
1	132,300
2	133,200
3	134,200
4	135,100
5	136,100
6	137,100
7	138,100
8	139,100
9	139,900
10	140,900
11	141,900
12	143,000
13	143,800

14	144,800
15	145,800
16	146,800
17	147,900
18	149,200
19	150,400
20	151,600
21	152,700
22	153,900
23	155,100
24	156,300
25	157,400
26	158,900
27	160,400
28	161,900
29	163,300
30	164,700
31	166,200
32	167,700
33	169,100
34	170,900
35	172,700
36	174,500
37	176,200
38	177,900
39	179,600
40	181,300
41	182,800
42	184,200
43	185,500
44	186,900
45	188,400
46	189,700
47	191,100
48	192,500
49	193,800
50	194,900
51	196,000
52	197,200
53	198,300
54	199,400
55	200,300

56	201,400
57	202,500
58	203,500
59	204,500
60	205,500

別表第3（第7条関係）

(1) 行政職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査及び副主査の職務
4級	副主幹の職務
5級	次長及び主幹の職務
6級	所長及び次長の職務
7級	高度の知識又は経験を有する所長の職務

(2) 行政職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技能員及び業務員の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能員及び業務員の職務
3級	主任技能員及び主任業務員の職務 高度の技能又は経験を必要とする技能員及び業務員の職務
4級	高度の技能又は経験を必要とする主任技能員及び主任業務員の職務
5級	技能長の職務